

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和6年度当初予算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 70,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 580,488 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	115,336	67,821	0	1	9,865	37,649
	老人福祉事業	34,338	407	0	0	7,045	26,886
	児童福祉事業	204,976	135,694	0	5,774	13,186	50,322
社会保険	国民健康保険事業	34,349	17,866	0	0	3,422	13,061
	介護保険事業	74,032	3,286	0	1,200	14,440	55,106
	後期高齢者医療保険事業	65,221	8,256	0	0	11,828	45,137
保健衛生	保健衛生事業	52,236	3,038	0	7	10,214	38,977
合 計		580,488	236,368	0	6,982	70,000	267,138

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。